



第4次国土利用計画山ノ内町計画

令和3年（2021年）▶ 令和12年（2030年）



山ノ内町

目 次

前 文	1
第 1 章 町土の利用に関する基本構想	2
(1) 町土利用の基本方針.....	2
(2) 地域類型別の町土利用の基本方向.....	6
(3) 利用区分別の町土利用の基本方向.....	8
第 2 章 町土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	10
(1) 町土の利用区分ごとの規模の目標.....	10
(2) 地域別の概要.....	13
第 3 章 2 章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	17
(1) 公共の福祉の優先.....	17
(2) 国土利用計画法等の適切な運用.....	17
(3) 地域整備施策の推進.....	17
(4) 町土の保全と安全性の確保.....	17
(5) 環境の保全と美しい町土の形成.....	18
(6) 土地利用の転換の適正化.....	19
(7) 土地の有効利用及び多面的利用の促進.....	20
(8) 多様な主体の参画・連携の推進.....	21
参考資料	22

前 文

この計画は、国土利用計画法第2条に定められた国土利用の基本理念のもとに、同法第8条の規定に基づき、山ノ内町の区域について定める国土（以下「町土」という。）の利用に関する基本的事項についての計画（以下「町計画」という。）であり、同法第7条の規定により定められた長野県の区域について定める国土（以下「県土」という。）の利用に関する基本的事項についての計画（以下「県計画」という。）を基本とし、かつ、第6次山ノ内町総合計画の基本構想（以下「総合計画基本構想」という。）に即すとともに山ノ内町国土強靱化地域計画と整合を図り策定するものです。

この町計画は県計画、総合計画基本構想、山ノ内町国土強靱化地域計画の改定並びに町土利用をめぐる社会・経済情勢に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

第1章 町土の利用に関する基本構想

(1) 町土利用の基本方針

① 町土利用の基本理念

町土は、現在及び将来における限られた資源であるとともに、町民の生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤です。

このため、町土の利用については、町民の理解と協力の下に、公共の福祉を優先させ、本町の貴重な財産である豊かな自然環境や景観の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、社会経済情勢に的確に対応した土地利用を、総合的かつ計画的に行うものとします。

② 町土の特性

本町は、長野県の北東部に位置し、上信越高原国立公園の中心にあって、東西 39km、南北 12km、面積 26,590ha の行政区域を有しています。

周囲を 2,000m 級の山々に囲まれた盆地であり、88%（うち 7 割余が志賀高原）が山林原野で占められ、約 1,900m の標高差が多様な植生と変化に富んだ景観をもたらしています。集落は、河岸段丘や扇状地状の緩やかな傾斜地と高原を中心に分布しています。

本町は、四季折々の素晴らしい自然に恵まれた志賀高原と北志賀高原、温泉地として知られる湯量豊富な湯田中渋温泉郷を有し、日本を代表する観光エリアとして、全国にその名を知られています。

本町の気候は、昼と夜や夏と冬の寒暖の差が大きい内陸性気候で、標高が高く夏季も冷涼な気候の高原は避暑地として、平地においては、高品質の果樹栽培を始めとした、農産物の生産に適した環境となっています。

年間降水量は平均で 1,000mm 程度と雨が少ない一方、冬季の降雪量は多く特別豪雪地帯に指定されており、志賀高原、湯田中渋温泉郷、北志賀高原は豊かな自然や温泉を楽しむオールシーズンリゾートとして国内外の観光客に親しまれています。

③ 現況と課題

■人口減少、少子高齢化の進行

本町の人口は、令和2年4月1日現在12,148人（住民基本台帳）で、10年前から約2,200人程度減少しています。世帯数は5,032世帯で、10年前と比較すると概ね横ばいですが、一世帯当たり人員は減少しており、核家族化が進行しています。

年齢構成は、年少人口割合が8.4%、高齢者割合は40.6%となり、少子高齢化が一層進行しています。

人口の減少や少子高齢化の進展は、地域経済の縮小や担い手の不足、社会保障費の増加など多様な影響を与え、まちの活力が失われる懸念があります。

■産 業

本町の豊かな自然環境は、町の基幹産業を支える重要な基盤となっています。農業は、果樹、菌茸、水稻などを中心に品質の向上とブランド力の強化に取り組むとともに、「SAVOR JAPAN（農泊食文化海外発信地域）」の認定など食と農産物、観光の連携を推進しています。

近年、町内での新規就農者が安定的に確保されている一方で、農業従事者の高齢化とそれに伴う荒廃農地の増加などの課題があります。

観光では、温泉やスノーモンキー、スノーリゾートなどが人気で年間約430万人を超える旅行者が来訪しており、また本町独自の観光資源が脚光を浴び、外国人の宿泊者数も増加傾向にあります。

しかしながら、頻発する自然災害や未知の感染症等による経済的損失への対応が必要となっています。

■志賀高原ユネスコエコパーク

志賀高原ユネスコエコパークは昭和55年（1980年）に登録され、志賀山を中心とした大沼池や四十八池を含む約700haについて長期的に保護を図っていくため『核心地域』と定め、それを囲む約17,600haを自然環境の保全を優先しながら利用する『緩衝地域』としています。平成26年（2014年）には、持続可能な形で農業や生活を営み、生産物や地域の価値を高める取り組みを進めるための『移行地域』約12,000haを新たに設定し、本町はほぼ全域が志賀高原ユネスコエコパークのエリアとなりました。

標高2,000m級の山々に囲まれ雄大な自然が広がる本町は、日本有数の山岳高原リゾートとしてスキー場を中心に急速な開発が進められてきましたが、一方で町民の努力により今も『核心地域』はほとんど人為の影響がなく、原生的な森林が大面積で保たれています。

これらの豊かな自然を活用したエコツーリズムや環境教育に力を入れているほか、環境にやさしい農業の推進や自然の力を活用した新エネルギー導入などの環境対策、伝統文化の保護継承など自然と共存した活動を通して、「自然と人間社会の共生」の国際的モデル地域として自然環境の保全と持続可能な利活用の実践に努めながら、人間社会と自然環境が調和するまちづくりと活性化に取り組んでいます。

[志賀高原ユネスコエコパークの区域]



■環境保全と共生

温室効果ガスの排出による地球温暖化など、地球規模の環境問題が一層深刻化しており、自然災害の激甚化や経済活動などへの影響が発生しているため、環境負荷の低減と環境の保全が世界共通の課題となっています。

長野県は令和元年（2019年）に「気候非常事態」を宣言しました。本町もこの宣言に賛同し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを決意するとともに、将来世代の生命を守るため、気候変動対策としての「緩和」と災害に対応する強靱なまちづくりを含む「適応」の二つの側面で地域循環共生圏に取り組んでいます。

また、エネルギー関連事項に基づく環境問題として、発電施設設置等の開発行為によって、自然環境の破壊、地域の景観を損ねる等の問題が全国的に報告されています。当町においては、山ノ内町地域新エネルギービジョンに沿い、環境にやさしいエネルギーの活用促進を進める一方で、自然豊かな町の景観を損ねるような、無秩序かつ大型の施設整備等においては、近隣の住民の同意を得るなど、慎重な対応を求めている必要があります。

■災害に強いまちづくり

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災を契機に、災害対策・防災に関連する法律の新設や改正が行われ、新たな計画の策定や見直しが進められてきました。

また近年の大規模台風、豪雨、地震等自然災害の頻発化・激甚化に対し、防災や減災、国土強靱化のための取組みの重要性が一層高まっており、ソフト・ハードの両面から総合的に検討し、町土の強靱化、災害に強いライフラインの整備等を進め、災害に強いまちづくりが求められています。

④ 町土地利用の基本方向

本町は、ウインタースポーツや温泉、豊かな自然環境に恵まれた観光業、志賀高原からの清流に育まれた高品質な果樹を生産する農業の2つの主要産業とそれを取り巻く商工業で成り立っており、今後もこれら自然との共生なくして、町の発展はありません。

また、これら自然は人為的に維持・管理されてはじめて保全が可能であり、その担い手を確保するとともに、町の活力の維持と持続的な発展を図るためには、住民が安全・安心・快適に暮らすことができる定住環境が不可欠です。

このため土地利用については、本町の特性である豊かな自然環境や良好な景観の保全、暮らしやすい居住環境の形成を基本とし、総合的な施策の推進を図るため、「第6次山ノ内町総合計画」の基本構想に則し、町の将来像、まちづくりの基本目標を踏まえ、土地利用構想に基づき進めていきます。

第6次山ノ内町総合計画の将来像

未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土^{まち}

まちづくりの基本目標

- 1 ひとつながり、魅力あふれる産業と交流の郷土^{まち}
(産業・交流・移住定住分野)
- 2 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土^{まち}
(保健・医療・福祉分野)
- 3 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土^{まち}
(教育・文化・スポーツ分野)
- 4 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土^{まち}
(都市基盤・自然環境・生活環境・防災分野)
- 5 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土^{まち}
(協働・行財政・人権分野)

(2) 地域類型別の町土地利用の基本方向

町土地利用の基本方針に基づく計画的な土地利用を進めるため、「都市地域」「農村地域」「森林地域」に分類します。

① 都市地域

都市地域は本町の行政機能や公共施設が集積している他、住宅地や温泉街が形成された本町の中心地です。

道路や水道・ガス等のライフライン及び公共施設は、既存ストックを活用しつつ計画的な更新により生活基盤の安定・維持を図るとともに、都市計画マスタープランの見直しを行い、必要に即した都市施設整備を推進します。

また、国内外から多くの来訪者が訪れることから、ユニバーサルデザインの促進、密集住宅地や温泉街では、ソフト・ハード両面から防火・防災機能の強化を図り、安全・快適な町並み環境の形成に努め、湯けむりたち込める温泉地としての情緒を生かし、にぎわい創出に努めます。

さらに、空き家・空き店舗等の低・未利用地は、移住・定住の受け皿とするなどの有効活用を図り、周辺地域への無秩序な開発を抑制しながら、コンパクトで効率的な土地利用を推進します。

② 農村地域

農村地域は食料供給源、町土保全、自然環境や景観の形成など、多面的機能を有し、本町の基幹産業である農業を支える基礎的な土地資源となっています。

「だから旨い！清流育ち。」をキャッチフレーズに農産物のブランド確立、新規就農者の受け入れ、育成など農業振興策を展開しています。

しかし、地域の人口減少や高齢化に伴い、担い手不足や荒廃農地の増加など農業の生産低下や集落の機能低下が懸念されます。

このため、日常生活環境の維持・向上のため、集落地では生活基盤の維持・改善を計画的に進めるとともに、公共交通等のネットワークで結んだ集落拠点の形成に努めます。

また、農業振興地域整備計画の見直しや安定した生産を行えるよう生産基盤の整備・改善を進め、荒廃農地の有効活用や優良農地の確保、農村景観の保全を図る等、一体的な農業集落環境づくりを進めます。

③ 森林地域

森林地域は町土の88%を占め、その多くが上信越高原国立公園に指定されており、自然の景勝地、高原の観光拠点としてスノーリゾートや森林セラピー、登山、トレッキングなどに活用されるなか、多くの人々のレクリエーションや健康増進の場として利用されています。

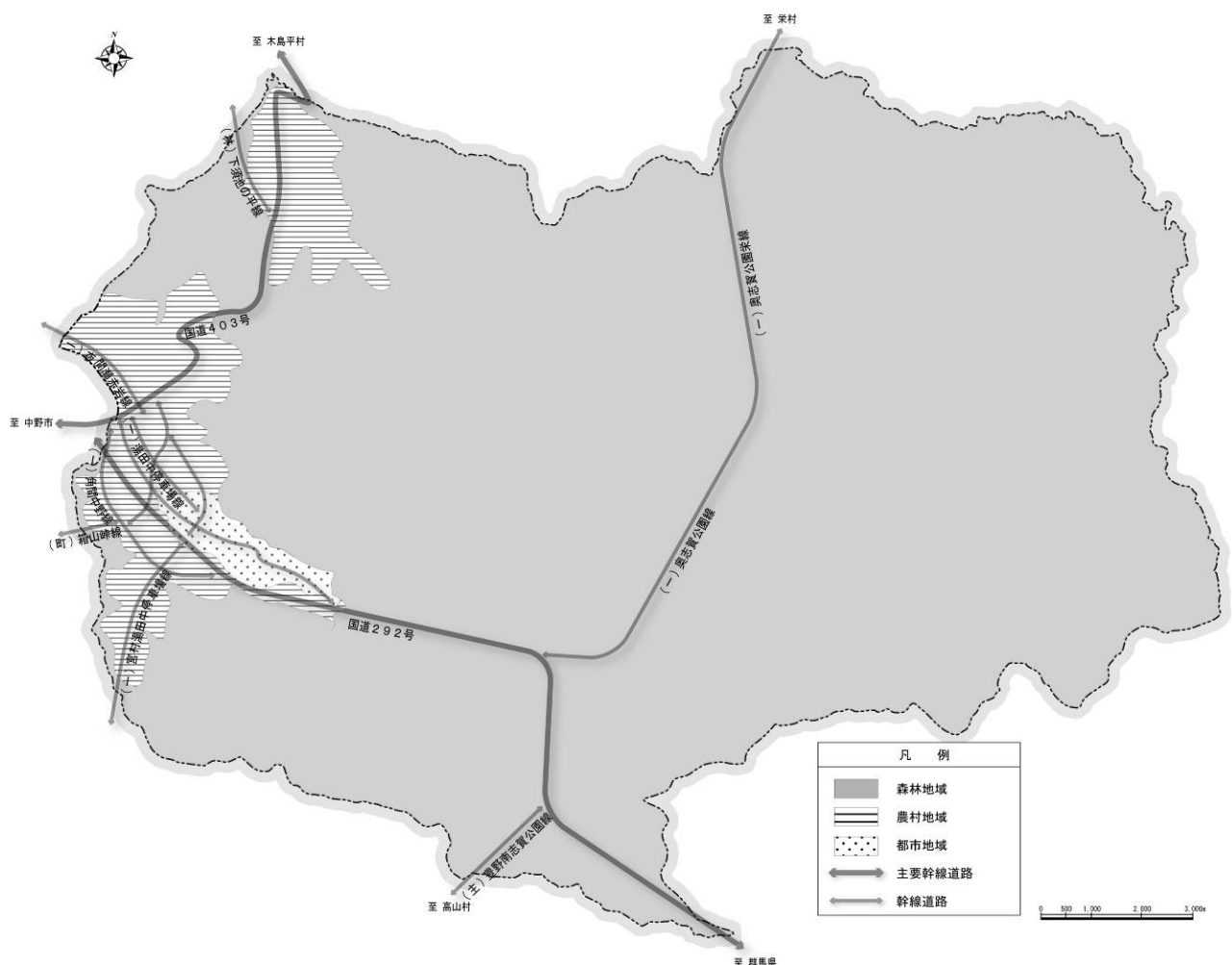
この優れた自然環境を保護するため、環境に支障をきたすおそれのある土地利用への転換を抑制するとともに、国立公園内における高原地域の利活用を促進するため、計画的かつ適正な土地利用の推進を図ります。

スキー場などへ土地転換がなされた区域においては、表土復元及び在来種による緑化を推進するとともに、閉鎖されたスキー場等の跡地については、自然地への再生を図ります。

林業の振興及び森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、森林の保全と適正な維持・管理を推進します。

特に町土保全、水源かん養、生活環境の保全等の機能を有する地域においては他用途への転換を極力抑制することに努めます。

【土地利用基本構想図（地域類型別の土地利用の基本方向）】



(3) 利用区分別の町土地利用の基本方向

① 農 地

- 農地は、基幹産業である農業の基礎的な土地資源であることから、農業生産基盤の整備・保全に努めます。
- 地域住民や関係機関と連携し、農業振興地域整備計画の見直しを図りながら農地の利用を図ります。
- 農地が有する自然環境の保全などの多面的機能の維持・増進を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進に努めます。
- 宅地化等への土地の利用転換に当たっては、調整を図ることで無秩序な開発を防止し、優良農地の確保を図ります。

② 森 林

- 森林は、木材生産及び町土保全機能、水源かん養、自然生態系の保全及びレクリエーション活動の場として、町民の生活に大きく寄与しています。このため、森林の持つ多面的機能を高度に発揮するよう適切な保全と整備を図ります。特に、水源かん養機能の高い森林においては、水資源の安定化や防災・減災を図るため、森林の維持、整備を図ります。
- 上信越高原国立公園を中心とした森林は、希少性の高い動植物の生息地となっていることから生態系の維持・保全に努めます。また、多くの人々のレクリエーションや健康増進の場となることから、自然環境に配慮した観光施設用地としての土地の利活用を推進します。
- 集落地及び周辺の森林・里山については、住民や観光客に安らぎや潤いを与える貴重な空間として機能を有するため、地域住民との連携を図り、その計画的な保全・活用に努めます。

③ 原野等

- 湿原などの貴重な自然環境を有している原野等については、生態系や景観の維持・保全を図ります。

④ 水面・河川・水路

- 水面・河川・水路については、安全性向上のための河川等の整備や管理、安定した水供給のための農業用排水施設の整備などに必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。
- 水面・河川・水路の整備に当たっては、健全な水循環の構築と自然環境の保全に配慮して、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境や魅力ある水辺環境など機能の維持に努めます。

⑤ 道 路

- 道路については、交通の安全性・快適性の向上、生活道路としての利便性や冬期交通の確保に配慮するとともに、町土の有効利用と安全・安心な生活・生産基盤の整備を促進するため、必要な用地の確保を図り、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。
- 日常生活に密着した生活道路については、各地区の実状を踏まえつつ、必要な用地を確保しながら整備を推進します。また、自転車、歩行者の安全かつ快適な通行の確保を図ります。
- 農道及び林道については、農林業の生産性向上及び農地、森林の適正な管理を図るため、必要な用地を確保するとともに、自然環境に配慮した整備を図ります。

⑥ 宅 地

- 住宅地については、人口減少及び少子高齢化に対応した秩序ある市街地形成と良好な居住環境確保の観点から、生活関連施設の適正な整備及び維持管理に努めます。
- 市街地においては、環境の保全や防災上の観点に配慮しつつ、低・未利用地や空き家の有効利用を図り、集落部においては、地域コミュニティの維持を図りつつ、ゆとりとやすらぎのある住環境づくりに努めます。
- 商業地やその他の宅地については、観光地としての情緒やにぎわいのある景観の形成を図るとともに、低・未利用地の有効利用や良好な環境の形成に配慮しながら、合理的かつ秩序ある立地誘導を図ります。

⑦ 上記利用区分以外の土地利用

- 公共・公益施設用地については、町民福祉の向上にとって不可欠なものであるため、町民生活における重要性和ニーズの多様化を踏まえ、機能的な施設配置と環境の保全に配慮しながら有効活用を図ります。
また、公共的な利用度が低い土地については、売却等を含めた処分を行い、その有効活用を図ります。
- スキー場等の観光施設用地については、周辺の自然環境との調和に配慮しながら、国際リゾート地にふさわしい機能の確保と景観の維持に努めます。
- 閉鎖されたスキー場等の跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響、災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図ります。
- 荒廃農地は、農地として活用ができるものは再生利用し、活用できないものは、立地条件に応じて周辺の土地利用との調整を図り、防災に配慮した上で有効利用を図ります。
- 令和6年（2024年）にユネスコエコパークのエリア拡張が再び予定されており、これにより町の全域にエリアが拡大されることになることから、あらためてユネスコエコパークの理念を踏まえた土地利用への配慮に努めます。

第2章 町土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 町土の利用区分ごとの規模の目標

① 基準年次及び目標年次

計画の目標年次は令和12年（2030年）とし、基準年次は令和元年（2019年）とします。
また、令和7年（2025年）を中間年次とします。

② 目標年次における人口及び世帯数

計画の基礎的な前提となる目標年次の人口及び世帯数は、総合計画基本構想に準拠し、それぞれ10,500人、5,000世帯と設定します。

③ 利用区分

町土の利用区分は、「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」、「宅地」、「その他」の7区分とします。

④ 規模の目標の設定方法

利用区分ごとの規模の目標については、土地利用の現況や過去の面積の推移を基礎として、将来人口等を前提とした利用区分間の調整を行い定めます。

⑤ 目標年次における規模の目標

町土の利用に関する基本構想に基づく令和12年の利用区分ごとの規模の目標は第1表のとおりです。

なお、以下の数値等については、今後の経済社会の不確定さなどを踏まえ流動的な要素があることに留意しておく必要があります。

- ア) 農地については荒廃農地の再生活用を進めますが、道路、宅地への転換により4ha程度減少し、1,021haとなります。
- イ) 森林については、スキー場跡地への植林等、その他からの転換により3ha程度増加し、23,455haとなります。
- ウ) 原野等については、増減は見込まれません。
- エ) 水面・河川・水路については、河川整備等は進みますが増減は見込まれません。
- オ) 道路については、道路改良整備等により1ha程度増加し、224haとなります。
- カ) 宅地のうち住宅地は、新たな住宅需要、世帯分離等の影響は考えられますが、概ね増減はないと見込まれます。工業用地は現況と同規模程度となります。その他の宅地については公共施設の計画的な統廃合等により2ha程度減少が見込まれ、120haとなります。
- キ) その他の用地については、宅地や農地からの転換により、2ha程度増加し588haとなります。

第1表 利用区分ごとの規模の目標

利用区分	基準年次(a)		中間年次(b)		目標年次(c)		増 減	
	令和元年(2019年)		令和7年(2025年)		令和12年(2030年)		増	減
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	(b)-(a)	(c)-(a)
農 地	1,025	3.9	1,023	3.8	1,021	3.8	-2	-4
田	160	0.6	159	0.6	159	0.6	-1	-1
畑	865	3.3	864	3.2	862	3.2	-1	-3
森 林	23,452	88.2	23,453	88.2	23,455	88.2	1	3
原 野 等	528	2.0	528	2.0	528	2.0	0	0
水面・河川・水路	444	1.7	444	1.7	444	1.7	0	0
道 路	223	0.8	223	0.8	224	0.8	0	1
宅 地	332	1.2	331	1.2	330	1.2	-1	-2
住宅地	209	0.8	209	0.8	209	0.8	0	0
工業用地	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0
その他の宅地	122	0.5	121	0.5	120	0.5	-1	-2
その他	586	2.2	588	2.2	588	2.3	2	2
合 計	26,590	100.0	26,590	100.0	26,590	100.0		

(2) 地域別の概要

① 地域区分

町土における地域区分は、自然的、社会的、経済的及び歴史的・文化的条件を勘案し、①東部地域、②南部地域、③西部地域、④北部地域、⑤国立公園地域に区分します。

また、当町は一部を除き全町がユネスコエコパーク指定地域であり、自然環境と調和した生活・産業活動のモデル地域として持続可能な発展を目指しています。

地 域	地 区
①東部地域	沓野、湯田中、上条
②南部地域	穂波温泉、佐野、戸狩、菅、寒沢
③西部地域	本郷、横倉、宇木、前坂
④北部地域	須賀川
⑤国立公園地域	志賀高原



② 地域別の概要

ア) 東部地域

東部地域は、公共・公益施設、商業施設、住宅などが集積する本町の中心市街地を形成するとともに、湯量の豊富な温泉街を含めた都市的土地利用が主体の地域です。

住宅地については、都市計画法における用途地域を見直しながら、安全な居住地を見定めつつ、空き家等の低・未利用地の有効活用を促進するとともに、良好な居住環境を創出するため、必要な生活関連施設の整備・改修を推進します。また、新たな住宅需要等については周辺の土地利用との調整を図りつつ、無秩序な拡大を抑制し、コンパクトな市街地形成を図ります。

商業地については、都市基盤の整備を図りつつ、空き店舗の活用、温泉街の拠点としてにぎわいの創出を図るとともに、その情緒ある環境の保全に配慮し、適正な利用調整を図ります。

道路については、住宅街、温泉街において狭隘道路が多いなか、安全対策と快適な道路空間を創出するため、必要な整備・改良を進めます。また都市計画道路については、見直しを進め必要な道路整備を図ります。

農地については、農業振興地域整備計画を見直しながら生産基盤の整備や農地の流動化・集約化を促進し、優良農地の確保を図ります。

森林については、林業の振興及び周辺住民にやすらぎや潤いを与える貴重な空間としての機能の増進を図るために、防災面の整備と併せ観光的利用の側面からも計画的な保全・活用に努めます。

イ) 南部地域

南部地域は、三沢山の裾野に広がる農村集落と夜間瀬川左岸の穂波温泉を中心とした地域で、農地や森林が多くの割合を占める地域です。また、国道292号戸狩湯田中ICは本町の玄関口としてだけでなく、地域産業の振興に大きな役割を担っています。

農地については、担い手の確保・育成や有害鳥獣対策を進めるとともに、生産基盤の整備、流動化・集約化を促進し、優良農地の確保を図ります。

また、高社山を眺望する良好な景観の保全を図ります。

森林については、林業の振興及び機能の増進を図るため、計画的な保全・活用に努めます。特に、町土保全、水源かん養、生活環境の保全等、多面的機能を有する森林においては、機能低下を招くことがないよう必要な土地利用調整を図ります。

住宅地については、周辺環境に調和した土地利用の誘導を図りつつ、空き家等の低・未利用地の有効活用を促進します。また、新たな宅地需要等については周辺の農地等との適正な利用調整を図ります。

商業地については、必要な都市基盤の整備を図りつつ、観光地としてにぎわいの創出を図るとともに、その情緒ある環境の保全に努めます。

ウ) 西部地域

西部地域は、高社山の裾野に位置し、農地、森林及び住宅地によって構成されるとともに、スキー場やゴルフ場等の土地利用もみられます。また、国道403号や長野電鉄夜間瀬駅が配置され、周辺市町村との交通利便性が高いことから都市的土地利用の需要も高まっている地域です。

農地については、担い手の減少や有害鳥獣の被害、荒廃農地の増加が課題となっていますが、新規就農者数が多く、農業活力も高い状況にあるため、農業振興につながる環境づくりに努めます。

森林については、林業の振興及び多面的機能の増進を図るため、計画的な保全・活用に努めるとともに、スキー場等の観光施設の設備については、周辺森林との必要な調整を図ります。

住宅地については、周辺環境に調和した土地利用の誘導を図りつつ、低・未利用地の有効活用を促進します。また、新たな宅地需要等については周辺の農地等との適正な利用調整を図ります。

エ) 北部地域

北部地域は、高社山・竜王山等の山々に囲まれた高原で、山裾にはスキー場や旅館・ホテルなどの観光施設が立地しており、傾斜地に広がる集落と農地が調和した景観を形成している地域です。

国道403号の整備や北陸新幹線飯山駅の開業により交通の利便性が改善されました。これらの条件を活かしつつ、適正な土地利用を図ります。

農地については、担い手の減少や有害鳥獣による被害、荒廃農地の増加などの課題に対応しつつ、生産基盤の整備、流動化・集約化を促進し、優良農地の確保を図ります。

森林については、林業の振興及び周辺住民や観光客にやすらぎや潤いを与える貴重な空間としての機能の増進を図るため、その計画的な保全・活用に努めます。特に、町土保全、水源かん養、生活環境の保全等、多面的機能を有する森林においては、その機能の低下を招くことがないよう、必要な利用調整を図ります。

スキー場等の観光地については、周辺の森林地域との調整を図りつつ通年型観光地としての魅力づくりを進めます。

オ) 国立公園地域

上信越高原国立公園に指定されている志賀高原は、2,000m級の山々に囲まれた良好な自然の中に、高山植物や野生動物などの貴重な動植物が生息・生育し、また日本有数の規模と施設を誇るスノーリゾートを有し、自然とのふれあい、レクリエーション活動の場として人々に利活用が図られるなか、自然と人間が共生する土地利用が行われている地域です。

そのため、良好な自然環境、優れた自然の風景の保護・保全とスキー場やレクリエーション活動などで利用する観光産業における土地利用との調整が重要な課題となっていることから、自然公園法の遵守を基本に、志賀高原地域管理運営計画に基づき適正な運用、利用調整を図ります。

また、森林については、町土保全、水源かん養、生活環境の保全等、多面的機能を維持するため、必要な整備を図ります。



第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、土地の所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じた適正な利用を図ります。

このため、各種の法規制・誘導措置などを通じた総合的な対策の実施を図ります。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

本計画に基づき、国土利用計画法をはじめとして都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等関連法令の適切な運用により、適正かつ合理的な土地利用と町土資源の適切な管理を図ります。

(3) 地域整備施策の推進

町土の均衡ある発展のため、スキー場や温泉地、市街地、集落、農地等の分布状況を勘案しながら、自然、生活、農業、観光など地域の特性に応じた経済・産業基盤や都市基盤の整備を図るとともに、中心市街地や集落に都市機能を集約・確保するなどの拠点の形成に努め、効率的かつ機能的な施設配置と土地利用に努め、コンパクトなまちづくりを推進します。

(4) 町土の保全と安全性の確保

① 土地利用の規制措置等

町民の生活環境や誇るべき本町の豊かな自然環境を守り、情緒ある温泉街の町並みや歴史的風土を保全するため、景観を阻害するような無秩序な開発や施設整備を抑制するとともに、各種の文化財やその他の歴史的遺産等の保護及び活用を図るため、関係諸法令等の適切な運用による土地利用の規制措置を講じます。

② 災害の防止に関する措置等

本町の地形、地質、気候などの自然条件に対応して、洪水、土砂の崩壊流出、地震、雪崩、火山などによる災害の防止のための施設整備や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定、浸水想定区域などをもとにした山ノ内町防災マップの活用を推進するとともに防災・減災のためソフトとハードを適切に組み合わせ、適正な土地利用への誘導を図ります。

また、公園等のオープンスペースの確保、水道・ガスなどライフラインの多重化、交通ネットワークの代替性の確保を図ります。

(5) 環境の保全と美しい町土の形成

① 多様な自然環境の保全

豊かな自然との共生を目指し、優れた自然環境などは長期的視点から土地利用を規制する区域の設定などを行い、開発行為の規制措置を講じて、その維持・保全を図ります。

② 快適で質の高い生活環境の創造

公園・緑地、下水道などの生活環境の質を高める生活基盤の維持・保全を推進するとともに、地域住民との連携・協働を通じて身近な水辺や里山をうるおいとやすらぎのある快適な空間として形成します。

また、歴史的風土及び文化財の保全・保護を図るとともに、良好な街なみ景観や水辺景観、集落景観などの維持・育成に努めます。

③ 良好な水循環、炭素循環の確保

森林が持つ水源かん養機能の保持・強化、農地の適切な維持管理、河川・池沼等の自然浄化力の維持などにより、良好な水循環の確保に努めます。

また、地球温暖化の要因である温室効果ガスの吸収源となる森林等の適切な保全・整備を図ります。

④ 資源循環型社会の形成

住民、企業、行政の連携のもとに、ごみの減量化や分別の徹底によるリサイクル率の向上、廃棄物の不法投棄などの不適正処理の防止などを推進し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に向けた土地利用に努めます。

⑤ 環境影響評価等の推進

良好な環境の維持・保全を図るため、公共事業の計画段階等において環境保全上の配慮を行うこと、開発行為について環境影響評価などを実施することにより、土地利用の適正化を図ります。

(6) 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換にあたっては、復元の困難性や与える影響に十分留意しつつ、人口及び産業の動向、周辺における土地利用の状況、社会資本の整備状況、その他の自然的・社会的条件等を総合的に勘案し、その適正化に努めます。

また、転換途上であっても、諸条件の変化から必要がある場合には、速やかに計画の見直しなどの適切な措置を講じます。

① 農地の利用転換

農地の転換にあたっては、農業経営の安定及び地域環境の保全などに及ぼす影響に十分配慮しつつ、周辺の土地利用との計画的な調整を図り、無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保を図ります。

② 森林の利用転換

森林の転換については、林業経営の安定に配慮しつつ、災害の防止、環境の保全、水源かん養及び保健休養の場など森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう配慮しながら、周辺の土地利用との調整を図ります。

③ 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用の転換は、その影響が広範囲に及ぶことを考慮して、周辺環境について十分な事前調査を実施し、町土の保全、災害等に対する安全性の確保、環境の保全などに配慮した適正な土地利用を図ります。

また、地域住民との合意形成など、地域の実情を踏まえた適切な対応を行うとともに、関係法律などの適正な運用により、計画的に土地利用の調整を図ります。

(7) 土地の有効利用及び多面的利用の促進

① 農 地

農地については、農業振興地域整備計画を見直しつつ他の土地利用との調整を図り、優良農地を確保します。

また、農業後継者の育成、生産基盤の整備拡充、農地の流動化・集約化により農地利用の効率化を図るとともに、必要に応じて「所有」から「利用」への転換を推進します。

荒廃農地は発生を未然に防止するとともに、農地として活用できるものは再生を講じます。さらに、環境にやさしい農業を推進し、人と自然に優しい生産活動を図ります。

② 森 林

森林については、山ノ内町森林整備計画に基づき、木材生産などの経済的機能のみならず、温室効果ガス吸収源としての役割や町土の保全、水源のかん養などの多面的機能が持続的に発揮できるよう、森林の適正な整備と保全を図ります。

林業の担い手の確保・育成など経営の基盤づくりを進めるとともに、必要に応じて保安林指定の申請を行うことにより、森林の適正な管理を図ります。

森林セラピー基地等の癒しの場、自然とのふれあい、レクリエーション活動や教育・文化的利用の場としての活用など、多面的活用による有効利用を図ります。

③ 原野等

湿原などの原野等については、高山植物や山野草の生息・生育環境を保全するとともに、外来種を除去し、本来の生態系や景観の維持に努めます。

④ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、災害の防止等に必要な措置を講じながら、自然生態系を含め、水域及び水質の保全を第一とし、親水空間など多様な機能に配慮した水辺環境の整備を図ります。また、生活用水や農業用水の確保のための整備と維持管理を図ります。

⑤ 道 路

道路については、円滑な広域・地域内交通を確保するため、国道292号、国道403号を主軸とした体系的な道路網の整備、維持・管理を進めるとともに、生活道路や歩行者道路は観光客や地域住民の安全性や快適性に配慮した整備・改良を進めます。

都市計画道路については、住民や関係機関と調整しつつ見直しを図り、必要な道路については整備を進めます。

農道及び林道については、生産基盤として必要な整備を推進します。

また、道路緑化や沿道の景観形成など、地域の快適性や魅力の向上に資する多面的活用にも努めます。

⑥ 宅 地

住宅地については、公園緑地、下水道等の計画的な更新、長寿命化など、安全・安心、快適な居住環境の整備を促進するとともに、空き家など低・未利用地の有効利用や、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進し、持続可能でコンパクトな市街地の形成、防災性の向上とゆとりある快適な環境の構築に努めます。

商業地や温泉街については、「情緒あふれる温泉地」にふさわしい魅力的なまちなみの形成を図るほか、旅行者の多様化するニーズに対応し、地域独自の資源や地域ならではの温かいおもてなしを生かした観光スタイルの創出を図ります。

⑦ その他

低・未利用地のうち荒廃農地については、その実態を把握し、生産条件の整備や流動化を通じて最大限、農地としての活用を図り、農地として活用が困難なものは立地条件や周辺への影響を考慮しつつ適切な転換を行うなど有効活用を図ります。

公共公益施設用地については、地域の人口や既存施設の利用状況等の実態を踏まえ、多様化する町民ニーズに対応した適切な活用を図ります。

閉鎖されたスキー場等の跡地については、ABMORIを始めとしたNPO団体や企業、地域住民などが取り組む森林づくり活動等を推進して自然地の再生を図ります。

土地利用全般に関係するユネスコエコパーク推進事業については、登録されていることの特色や優位性をより活かしながら、引き続き積極的な取り組みを進めます。

(8) 多様な主体の参画・連携の推進

町土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や県、町による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO等の多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動、緑化活動など、直接的・間接的な方法で参画・連携することを推進します。

資料編

第4次国土利用計画（山ノ内町計画）

資料編目次

1	町土の利用区分の定義	24
2	計画における主要指標	26
3	利用区分ごとの町土利用の推移	27
4	利用区分ごとの規模の目標の考え方	28
5	町土利用の変化	29
6	利用区分別面積と関係指標の推移と目標	30
6-1	農地面積の推移と目標	30
6-2	森林面積の推移と目標	31
6-3	原野等面積の推移と目標	32
6-4	水面・河川・水路面積の推移と目標	33
6-5	道路面積の推移と目標	34
6-6	宅地面積の推移と目標	35
6-7	住宅地面積の推移と目標	36
6-8	工業用地面積の推移と目標	37
6-9	その他の宅地面積の推移と目標	38
7	その他	39
7-1	計画策定の経緯	39

参考図

- ・土地利用現況図
- ・土地利用構想図

1 町土の利用区分の定義

利用区分	定 義	把 握 方 法
1. 農 地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕地の目的に供される土地であって畦畔を含む。	
1) 田	『耕作及び作付面積統計(農林水産省情報部)』の「耕地面積」のうち田である。	「作物統計調査(農林水産省)」より。
2) 畑	『耕作及び作付面積統計(農林水産省情報部)』の「耕地面積」のうち畑である。	
2. 森 林	森林法第2条第1項に規定する森林を対象とし、国有林と民有林との合計である。なお、林道面積は含まない。	
1) 国有林	ア) 林野庁所管国有林 国有林野法第2条第3項に規定する国有林のうち、林野庁が所管する森林である。官行造林地も含む。 イ) その他省庁所管国有林 森林法第2条第3項に規定する国有林のうち、林野庁所管以外の森林である。	「長野県民有林の現況(長野県)」より。
2) 民有林	森林法第2条第1項に定める森林であって、同法同条第3項に定めるもの。	
3. 原野等	農地法第2条第1項に定める採草放牧地(国有林野貸付使用地に限る)と「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林(ただし林野庁所管分に限る)を除いた面積の合計である。	「農林業センサス(農林水産省)」による森林以外の草生地から国有林(林野庁所管)を除いて算出。
4. 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計である。	
1) 水 面	湖沼(人造湖及び天然湖沼)及びため池の満水時の水面である。 ア) 天然湖沼(面積10ha未満のものは除く) イ) 人造湖 湖堤高15m以上のダムのダム湖である。 ウ) ため池 堤高15m未満の農業用溜池である。	水面は以下のア、イ、ウの合計。 ア) 「第4回自然環境保全基礎調査(環境省)」による湖沼調査報告書より。 イ) 「ダム便覧(日本ダム協会)」より、渋沢ダム、角間ダム、剣沢ダム。 ウ) 溜め池台帳により1ha以上のため池。

利用区分	定 義	把 握 方 法
2) 河 川	河川法第4条に定める一級河川及び同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域である。	過年度面積に河川整備面積を加えて算定。 ※整備変動がなく過年度面積に固定
3) 水 路	農業用排水路である。	水田面積に平均水路率を乗じて算出。 水路面積＝田面積×平均水路率(6.55%)
5. 道 路	一般道路、農道及び林道の合計である。車道部(車道、中央帯、路肩)、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。	
1) 一般道路	道路法第2条第1項に定める道路である。	・国県道は「全国道路・街路交通情勢調査(国土交通省)」より延長に平均幅員を乗じて算出。 ・町道は「市町村道路現況調査(更新)表(建設水道課)」より。
2) 農 道	農地面積に一定率を乗じたほ場内農道及び市町村農道台帳の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道である。	「農道台帳(農林課)」より。 農道延長に平均幅員を乗じて算出。
3) 林 道	国有林林道及び民有林林道である。国有林林道及び民有林林道のうち林道規定(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通達)第4条にいう自動車道を対象とする。	「林道台帳(農林課)」より。 林道延長に平均幅員を乗じて算出。
6. 宅 地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果すために必要な土地である。	「固定資産の価格等の概要調書(総務省)」より「宅地」の「評価総地積」と「非課税地積」の合計。
1) 住宅地	『固定資産の価格等の概要調書』の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、県営住宅団地、町営住宅団地及び公務員住宅団地を加えたものである。	「固定資産の価格等の概要調書(総務省)」より「評価総地積」の「住宅用地」と非課税地積のうち町営住宅用地・公務員住宅用地の合計。
2) 工業用地	『工業統計調査(用地、用水編)』にいう「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したものである。	「固定資産課税台帳(税務課)」より。
3) その他の宅地	住宅地及び工業用地のいずれにも該当しない宅地であり、商業地や公用地等である。	「宅地」から「住宅地」及び「工業用地」を除いて算出。
7. その他	市町村土面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を除いたものであり、スキー場や駐車場などの雑種地が含まれる。	町域面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を除いて算出。

2 計画における主要指標

項 目	単位	平成27年 (2015年)	令和元年 (2019年) 基 準	令和 7 年 (2025年) 中 間	令和12年 (2030年) 目 標
総人口	人	13,351	12,403	11,100	10,500
14歳以下		1,268	1,073	955	956
15～64歳		7,260	6,405	5,539	5,093
65歳以上		4,823	4,925	4,606	4,452
人口構成比	%				
14歳以下		9.5	8.7	8.6	9.1
15～64歳		54.4	51.6	49.9	48.5
65歳以上		36.1	39.7	41.5	42.4
総世帯数	世帯	5,011	5,020	5,045	5,000
一世帯あたり人員	人	2.7	2.5	2.2	2.1
就業人口	人	7,060		5,905	5,537
第1次産業		1,772		1,482	1,390
第2次産業		1,192		997	935
第3次産業		4,096		3,426	3,212
就業構成比	%				
第1次産業		25.1		25.1	25.1
第2次産業		16.9		16.9	16.9
第3次産業		58.0		58.0	58.0
就業率	%	58.4		58.2	58.0

総人口及び3区分別人口：住民基本台帳(4月1日)、令和7年と令和12年は第6次山ノ内町総合計画の目標人口。

総世帯数：平成27年及び令和元年は住民基本台帳(4月1日)、令和7年以降は推計値

就業人口：平成27年は国勢調査、令和7年以降は推計値

3 利用区分ごとの町土利用の推移

(単位：ha)

利用区分	年	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
農 地		1,042	1,045	1,045	1,042	1,035	1,030	1,026	1,024	1,024	1,025	1,023	1,021
田		169	168	167	166	163	161	160	159	159	160	159	159
畑		873	877	878	876	872	869	866	865	865	865	864	862
森 林		23,645	23,647	23,647	23,528	23,528	23,470	23,467	23,463	23,473	23,452	23,453	23,455
原 野 等		528	528	528	528	528	528	528	528	528	528	528	528
水面・河川・水路		444	444	444	444	444	444	444	443	443	444	444	444
道 路		221	222	223	222	222	222	222	222	223	223	223	224
宅 地		330	330	330	330	331	331	331	330	331	332	331	330
住宅地		200	201	201	201	203	205	207	208	209	209	209	209
工業用地		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他の宅地		129	128	128	128	127	125	123	121	121	122	121	120
その他		380	374	374	496	502	566	572	579	568	586	588	588
合 計		26,590	26,590	26,590	26,590	26,590	26,590	26,590	26,590	26,590	26,590	26,590	26,590

4 利用区分ごとの規模の目標の考え方

利用区分	説 明
農 地	○多面的機能の維持と計画的な保全 ○農用地の流動化・集約化の促進等による有効利用と農用地の高度利用 ○優良農地の確保と地域の実情を考慮した利用、調整の推進
森 林	○多面的機能を総合的に発揮する適切な保全と整備 ○自然生態系の維持・保全 ○スキー場跡地等の森林再生 ○集落地及び市街地周辺の森林・里山の地域住民との連携による計画的な保全・活用
原 野 等	○湿原など貴重な自然環境を形成している原野等の保全
水面・河川・水路	○水面・河川の多面的機能を活かすことのできる整備と親水空間の整備・保全 ○水路の整備と維持管理 ○既存用地の持続的な利用
道 路	○既存用地の維持管理と必要な道路整備の推進 ○必要に応じた都市計画道路の整備の推進 ○安全かつ快適な通行空間確保を目指した道路整備と交通安全施設の配置 ○農道及び林道の自然環境に配慮した整備
宅 地	○住宅地の町民の快適な住環境確保のための計画的な整備の推進 ○温泉観光地としての情緒やにぎわいのある景観の形成 ○住民や観光客に対するサービス提供の向上を図るための計画的かつ秩序ある立地誘導
そ の 他	○公共・公益施設用地の有効活用 ○観光施設用地の自然環境との調和に配慮した機能の確保と景観の形成 ○立地条件や周辺土地利用との調整した荒廃農地の有効活用

5 町土地利用の変化

(単位：ha,%)

利用区分	基準年次(a)		中間年次(b)		目標年次(c)		増 減	
	令和元年(2019年)		令和7年(2025年)		令和12年(2030年)			
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	(b)-(a)	(c)-(a)
農 地	1,025	3.9	1,023	3.8	1,021	3.8	-2	-4
田	160	0.6	159	0.6	159	0.6	-1	-1
畑	865	3.3	864	3.2	862	3.2	-1	-3
森 林	23,452	88.2	23,453	88.2	23,455	88.2	1	3
原 野 等	528	2.0	528	2.0	528	2.0	0	0
水面・河川・水路	444	1.7	444	1.7	444	1.7	0	0
道 路	223	0.8	223	0.8	224	0.8	0	1
宅 地	332	1.2	331	1.2	330	1.2	-1	-2
住宅地	209	0.8	209	0.8	209	0.8	0	0
工業用地	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0
その他の宅地	122	0.5	121	0.5	120	0.5	-1	-2
その他	586	2.2	588	2.2	588	2.3	2	2
合 計	26,590	100.0	26,590	100.0	26,590	100.0		

6 利用区分別面積と関係指標の推移と目標

6-1 農地面積の推移と目標

年	区分	農地面積 (ha)			人 口 (人)	農業就業人口 (人)	人口一人当たり 農地面積 (㎡)	農業就業人口 一人当たり 農地面積 (㎡)
		田 (ha)	畑 (ha)	計				
平成22年		169	873	1,042	14,366	1,491	725	6,989
平成23年		168	877	1,045	14,050		744	
平成24年		167	878	1,045	13,824		756	
平成25年		166	876	1,042	13,729		759	
平成26年		163	872	1,035	13,533		765	
平成27年		161	869	1,030	13,351	1,274	771	8,085
平成28年		160	866	1,026	13,196		778	
平成29年		159	865	1,024	12,946		791	
平成30年		159	865	1,024	12,674		808	
基準	令和元年	160	865	1,025	12,403		826	
中間	令和7年	159	864	1,023	11,100		922	
目標	令和12年	159	862	1,021	10,500		973	

【現況面積の把握方法】

「田」「畑」：作物統計調査（農林水産省）市町村データ

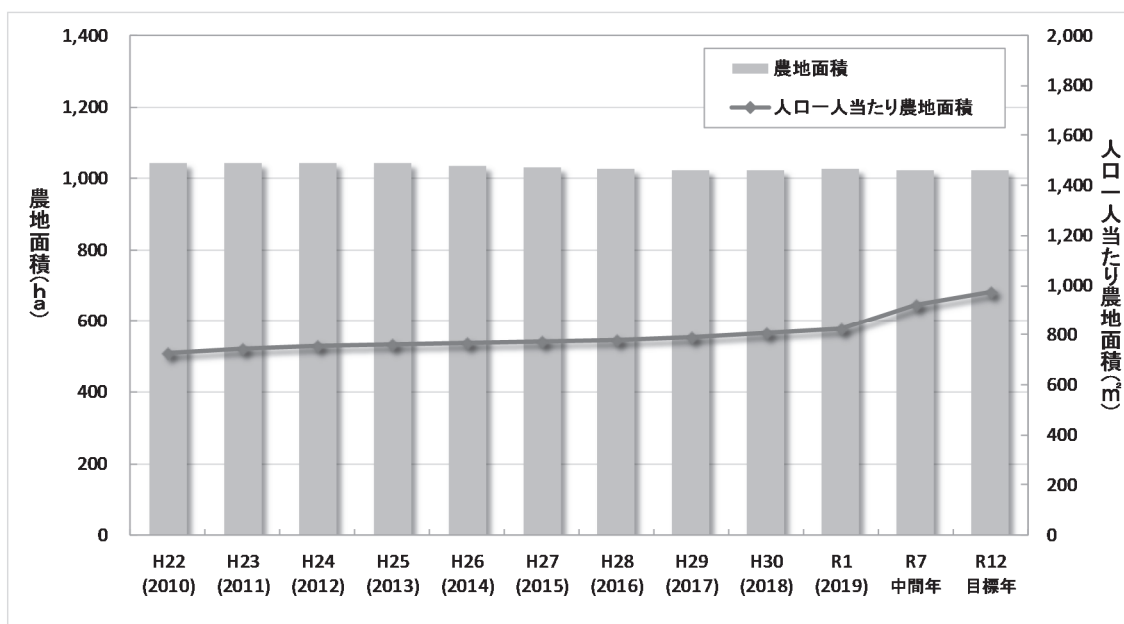
人 口：住民基本台帳（H22～R1）、R7、R12 は第6次山ノ内町総合計画目標人口

農業就業人口：農林業センサス

【将来面積の推計方法】

過去（H22～R1）の農地転用面積から平均転用率を求め、令和元年の面積に乗じて推計

※田の平均転用率 0.05％ 畑の平均転用率 0.03％



6-2 森林面積の推移と目標

区分 年	森林面積			人 口	全町面積	人口一人当たり 森林面積	全町面積に占める 森林面積の割合
	国有林	民有林	(ha)	(人)	(ha)	(㎡)	(%)
平成22年	5,581	18,064	23,645	14,366	26,590	16,459	88.9
平成23年	5,581	18,066	23,647	14,050	26,590	16,830	88.9
平成24年	5,581	18,066	23,647	13,824	26,590	17,106	88.9
平成25年	5,581	17,946	23,528	13,729	26,590	17,137	88.5
平成26年	5,581	17,946	23,528	13,533	26,590	17,385	88.5
平成27年	5,581	17,888	23,470	13,351	26,590	17,579	88.3
平成28年	5,581	17,886	23,467	13,196	26,590	17,784	88.3
平成29年	5,581	17,882	23,463	12,946	26,590	18,124	88.2
平成30年	5,581	17,892	23,473	12,674	26,590	18,521	88.3
基準 令和元年	5,581	17,871	23,452	12,403	26,590	18,908	88.2
中間 令和7年	5,581	17,872	23,453	11,100	26,590	21,129	88.2
目標 令和12年	5,581	17,874	23,455	10,500	26,590	22,338	88.2

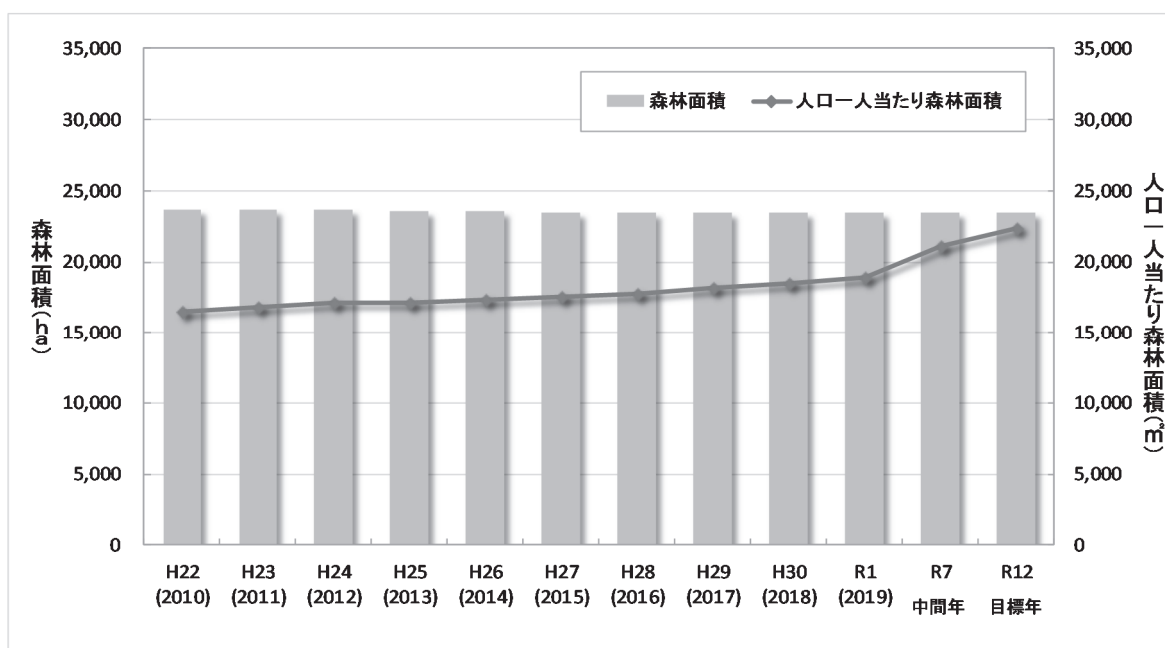
【現況面積の把握方法】

「国有林」「民有林」：長野県民有林の現況(長野県)

【将来面積の推計方法】

「国有林」は現状値を据え置いた

「民有林」は植林事業により年間0.3ha ずつの増加を見込んだ



6-3 原野等面積の推移と目標

区分 年	原野等面積 (ha)	人 口 (人)	全町面積 (ha)	人口一人当たり 原野等面積 (㎡)	全町面積に占める 原野等面積の割合 (%)
平成22年	528	14,366	26,590	367.5	2.0
平成23年	528	14,050	26,590	375.8	2.0
平成24年	528	13,824	26,590	381.9	2.0
平成25年	528	13,729	26,590	384.6	2.0
平成26年	528	13,533	26,590	390.2	2.0
平成27年	528	13,351	26,590	395.5	2.0
平成28年	528	13,196	26,590	400.1	2.0
平成29年	528	12,946	26,590	407.8	2.0
平成30年	528	12,674	26,590	416.6	2.0
基準 令和元年	528	12,403	26,590	425.7	2.0
中間 令和7年	528	11,100	26,590	475.7	2.0
目標 令和12年	528	10,500	26,590	502.9	2.0

【現況面積の把握方法】

「原野等」：農林業センサス(農林水産省) による森林以外の草生地

$$\text{原野等面積} = A - B + C$$

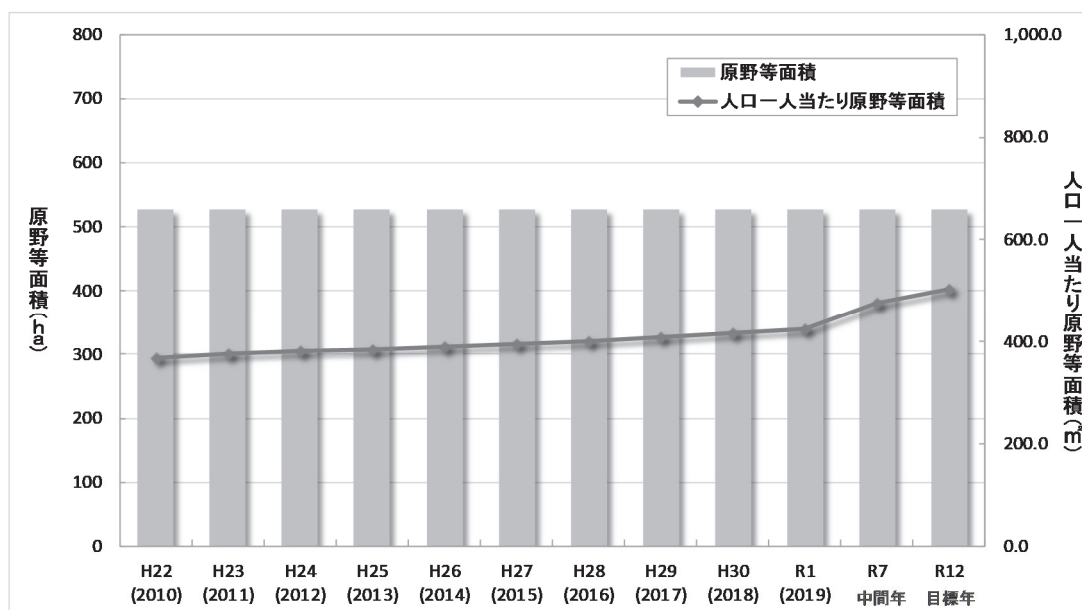
(注) A：森林以外の草生地（世界農林業センサス林業調査報告書）

B：林野庁所管の森林以外の草生地（世界農林業センサス林業調査報告書）

C：国有林野貸付使用地の放牧採草地 ※該当なし

【将来面積の推計方法】

現状値を据え置いた



6-4 水面・河川・水路面積の推移と目標

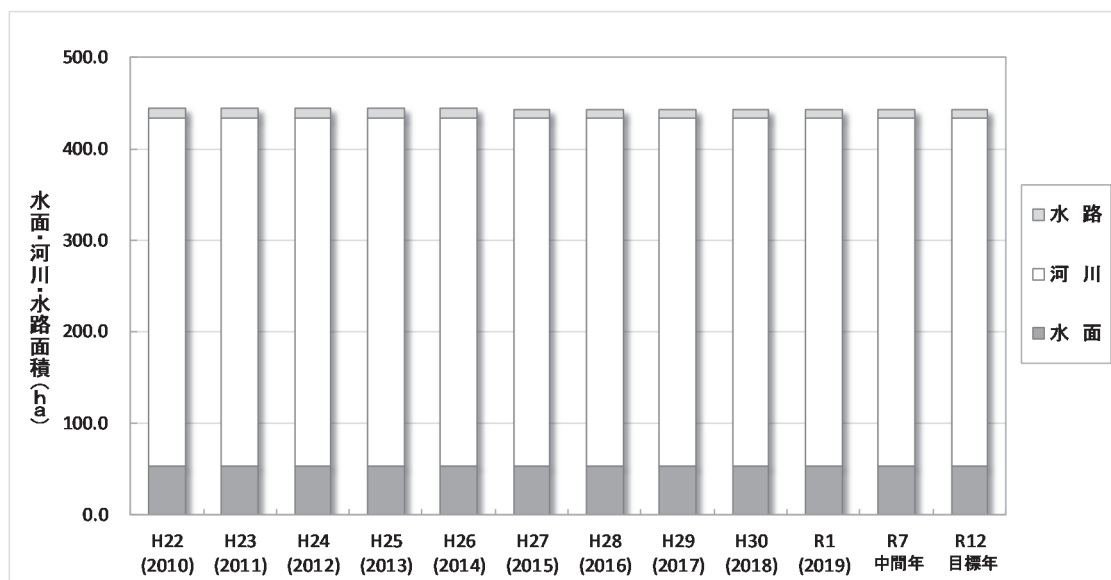
区分 年	水面・河川・水路面積				全町面積	全町面積に占める 水系面積の割合
	水面 (ha)	河川 (ha)	水路 (ha)	計 (ha)	(ha)	(%)
平成22年	54.0	379.0	11.10	444.1	26,590	1.7
平成23年	54.0	379.0	11.00	444.0	26,590	1.7
平成24年	54.0	379.0	10.90	443.9	26,590	1.7
平成25年	54.0	379.0	10.90	443.9	26,590	1.7
平成26年	54.0	379.0	10.70	443.7	26,590	1.7
平成27年	54.0	379.0	10.50	443.5	26,590	1.7
平成28年	54.0	379.0	10.50	443.5	26,590	1.7
平成29年	54.0	379.0	10.40	443.4	26,590	1.7
平成30年	54.0	379.0	10.40	443.4	26,590	1.7
基準 令和元年	54.0	379.0	10.50	443.5	26,590	1.7
中間 令和7年	54.0	379.0	10.50	443.5	26,590	1.7
目標 令和12年	54.0	379.0	10.50	443.5	26,590	1.7

【現況面積の把握方法】

水面：(天然湖沼) 第4回自然環境保全基礎調査湖沼調査報告書 ※10ha以上のもの
 (人造湖) ダム便覧 (角間ダム, 渋沢ダム, 剣沢ダム)
 (ため池) ため池台帳より1ha以上のもの
 河川：現行計画(第3次国土利用計画)の面積から変動なし
 水路：田面積に水路率を乗じて算定
 ※整備済み水田(8.1%)、未整備水田(5.0%)を按分して採用(6.55%)

【将来面積の推計方法】

「水面」「河川」「水路」ともに現状値を据え置いた



6-5 道路面積の推移と目標

年	区分	道路面積				全町面積	全町面積に占める 道路面積の割合
		一般道路 (ha)	農道 (ha)	林道 (ha)	計 (ha)	(ha)	(%)
平成22年		144.4	30.2	46.8	221	26,590	0.8
平成23年		144.9	30.2	46.8	222	26,590	0.8
平成24年		145.5	30.2	46.8	223	26,590	0.8
平成25年		145.3	30.2	46.8	222	26,590	0.8
平成26年		145.4	30.2	46.8	222	26,590	0.8
平成27年		145.1	30.2	46.8	222	26,590	0.8
平成28年		145.4	30.2	46.8	222	26,590	0.8
平成29年		145.4	30.2	46.8	222	26,590	0.8
平成30年		145.6	30.2	46.8	223	26,590	0.8
基準 令和元年		145.9	30.2	46.8	223	26,590	0.8
中間 令和7年		146.1	30.2	46.8	223	26,590	0.8
目標 令和12年		146.7	30.2	46.8	224	26,590	0.8

【現況面積の把握方法】

一般道路：(国県道) 全国道路・街路交通情勢調査（箇所別基本表）より延長×幅員で算定

(町道) 市町村道路現況調査（更新）表より

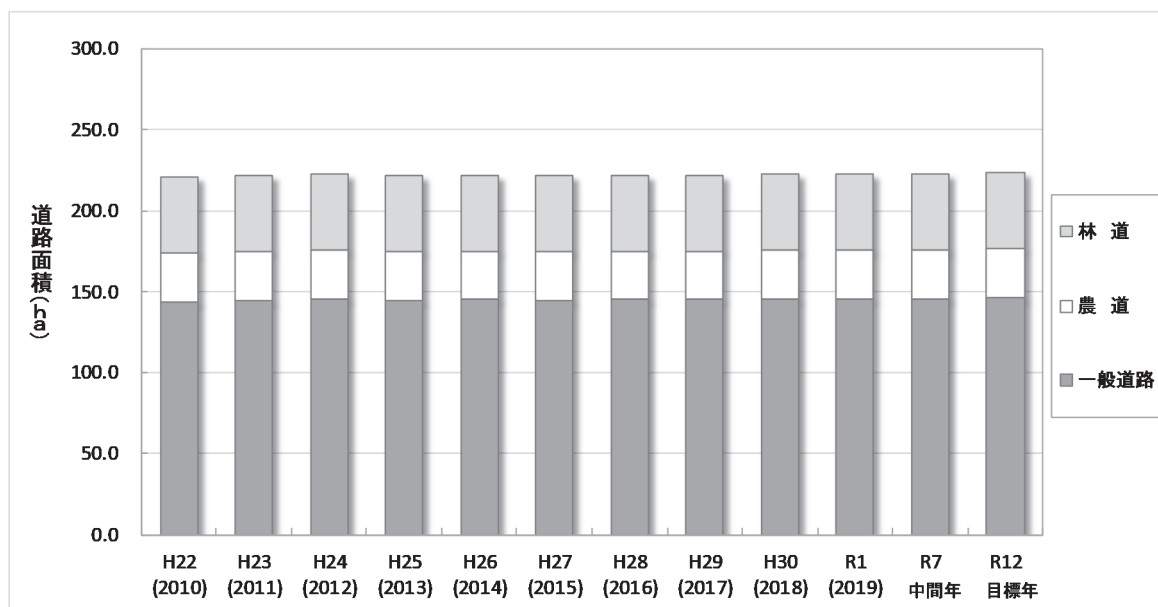
農道：農道台帳より延長×幅員で算定

林道：林道台帳より延長×幅員で算定

【将来面積の推計方法】

「国県道」「農道」「林道」は現状値を据え置いた

「町道」は過去の面積の推移より複数回帰式にて推計



6-6 宅地面積の推移と目標

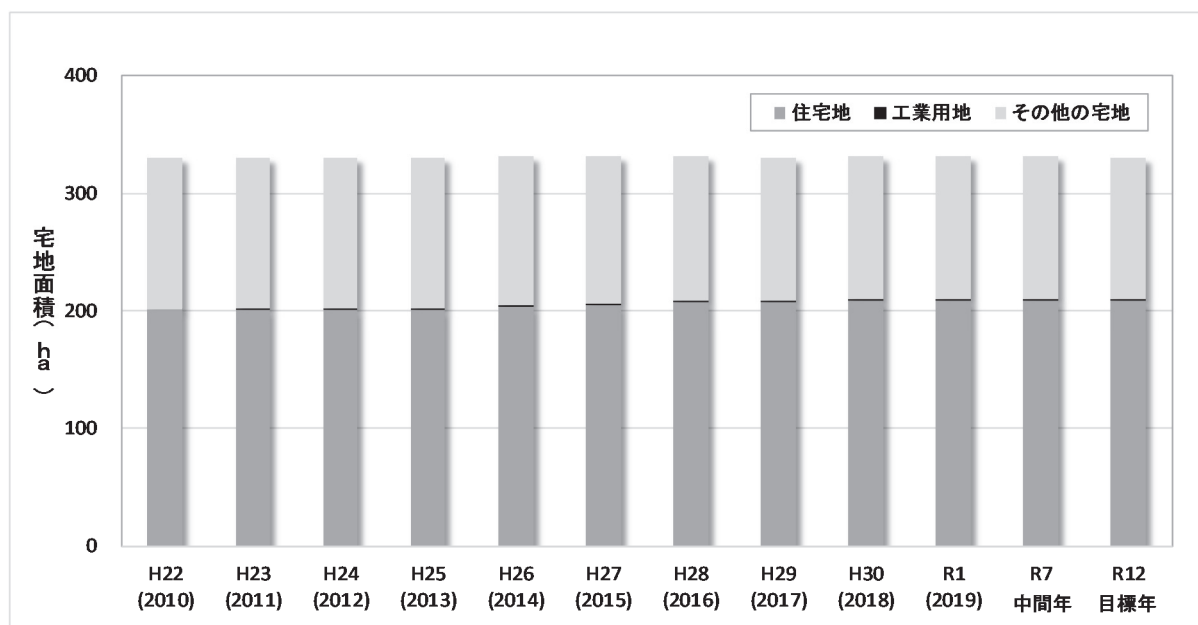
年 \ 区分	住宅地 (ha)	工業用地 (ha)	その他の宅地 (ha)	宅地計 (ha)
平成22年	200	1	129	330
平成23年	201	1	128	330
平成24年	201	1	128	330
平成25年	201	1	128	330
平成26年	203	1	127	331
平成27年	205	1	125	331
平成28年	207	1	123	331
平成29年	208	1	121	330
平成30年	209	1	121	331
基準 令和元年	209	1	122	332
中間 令和7年	209	1	121	331
目標 令和12年	209	1	120	330

【現況面積の把握方法】

宅 地：固定資産の価格等の概要調書（総務省）の「宅地（評価総地積+非課税地積）」

【将来面積の推計方法】

住宅地、工業用地、その他の宅地の合計



6-7 住宅地面積の推移と目標

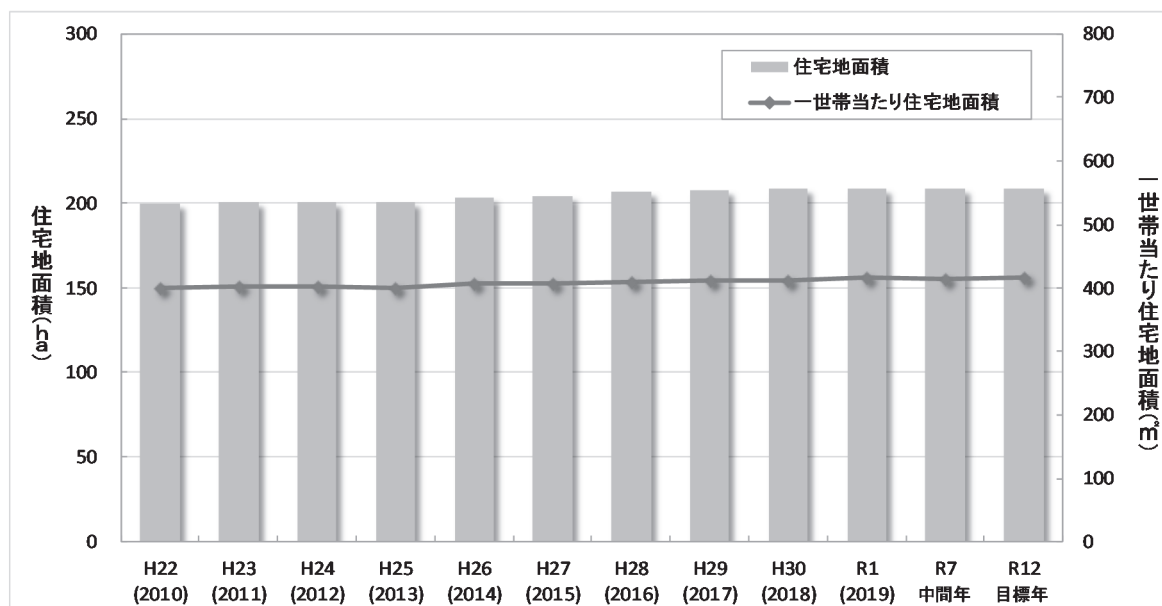
年	区分	住宅地面積 (ha)	世帯数	一世帯当たり 住宅地面積 (㎡)
平成22年		200	5,002	401
平成23年		201	4,972	404
平成24年		201	4,969	404
平成25年		201	5,008	401
平成26年		203	4,985	408
平成27年		205	5,011	408
平成28年		207	5,061	410
平成29年		208	5,054	412
平成30年		209	5,052	413
基準	令和元年	209	5,020	417
中間	令和7年	209	5,045	414
目標	令和12年	209	5,000	418

【現況面積の把握方法】

住宅地：固定資産の価格等の概要調書（総務省）による評価総地積（住宅用地）
 + 県営住宅団地、村営住宅、公務員住宅（山ノ内町調べ）

【将来面積の推計方法】

世帯数の推移から大きな増減はないものとし基準年と同程度の面積とした



6-8 工業用地面積の推移と目標

区分 年	工業用地面積 (ha)	従業者数 (人)	従業員一人当たり 工業用地面積 (㎡)
平成22年	1	120	83
平成23年	1	51	196
平成24年	1	60	167
平成25年	1	63	159
平成26年	1	102	98
平成27年	1	148	68
平成28年	1	111	90
平成29年	1	107	93
平成30年	1	136	74
基準 令和元年	1	136	74
中間 令和7年	1	136	74
目標 令和12年	1	136	74

【現況面積の把握方法】

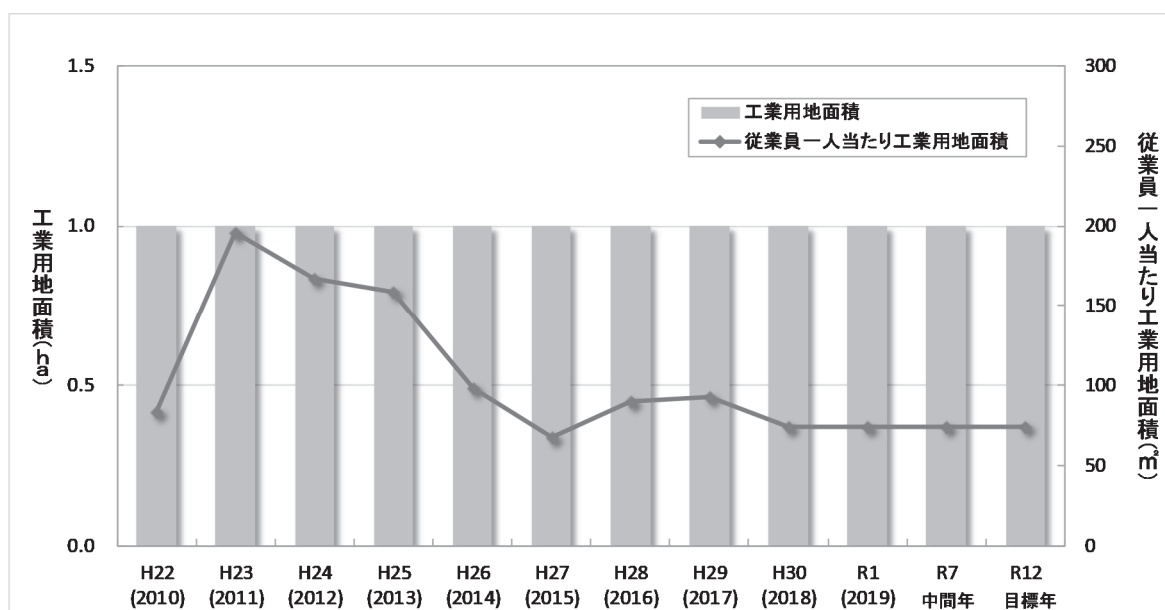
工業用地：固定資産課税台帳（山ノ内町調べ）

従業者数：工業統計（H22～H30）

【将来面積の推計方法】

令和元年の面積を据え置いた

従業者数は平成30年の実績値を据え置いた



6-9 その他の宅地面積の推移と目標

区分 年	その他の宅地面積 (ha)	人口 (人)	人口一人当たりの その他の宅地面積 (㎡)
平成22年	129	14,366	90
平成23年	128	14,050	91
平成24年	128	13,824	93
平成25年	128	13,729	93
平成26年	127	13,533	94
平成27年	125	13,351	94
平成28年	123	13,196	93
平成29年	121	12,946	93
平成30年	121	12,674	96
基準 令和元年	122	12,403	98
中間 令和7年	121	11,100	109
目標 令和12年	120	10,500	114

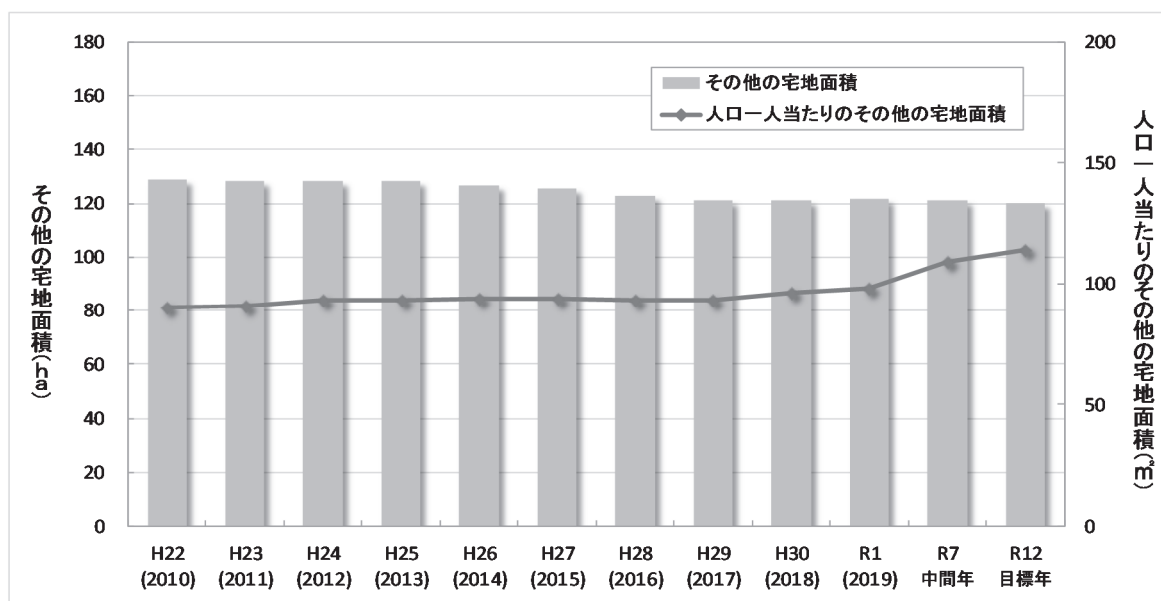
【現況面積の把握方法】

その他の宅地：「宅地」-「住宅地」-「工業用地」にて算定

※事務所・店舗用地、公共用建物用地、官公署用地、別荘地 等

【将来面積の推計方法】

過去の面積の推移より 1ha ずつの減少を見込んだ

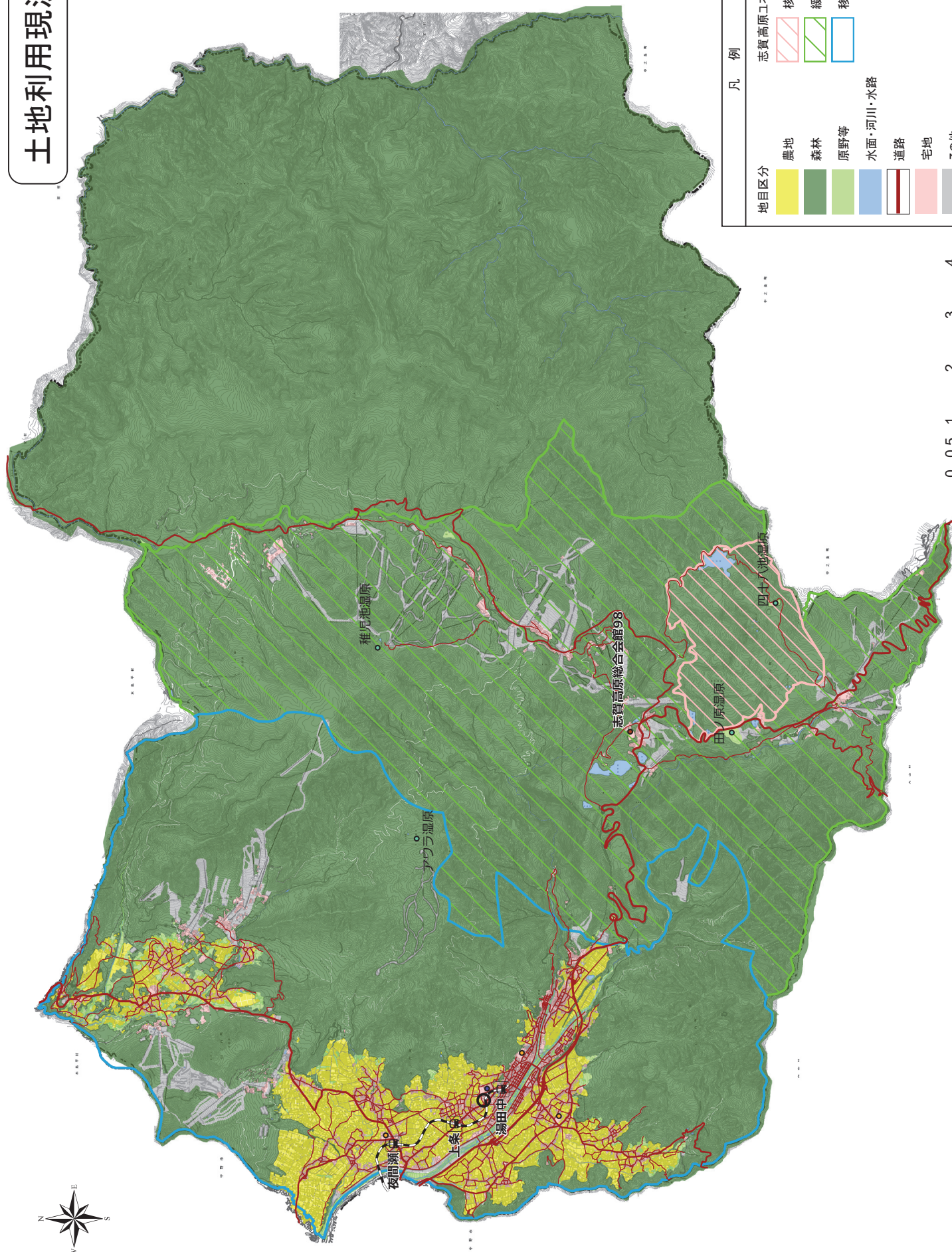


7 その他

7-1 計画策定の経緯

年月日	事 項	主 な 内 容 等
令和2年12月23日	総合調整会議幹事会	・第3次国土利用計画山ノ内町計画の検証について ・第4次国土利用計画山ノ内町計画素案について
令和3年1月12日	総合調整会議幹事会	・第3次国土利用計画山ノ内町計画の検証について ・第4次国土利用計画山ノ内町計画素案について
令和3年1月18日	総合調整会議幹事会	・第3次国土利用計画山ノ内町計画の検証について ・第4次国土利用計画山ノ内町計画素案について
令和3年1月18日 ～2月1日	北信地域振興局との協議	・第4次国土利用計画山ノ内町計画素案について
令和3年1月18日 ～2月17日	長野県との協議	・第4次国土利用計画山ノ内町計画素案について
令和3年1月21日 ～2月11日	パブリックコメントの実施	・第4次国土利用計画山ノ内町計画素案について
令和3年1月29日	総合計画審議会	・第3次国土利用計画山ノ内町計画の検証について ・第4次国土利用計画山ノ内町計画素案について
令和3年2月2日	総合調整会議幹事会	・第4次国土利用計画山ノ内町計画案について
令和3年2月8日	総合調整会議本部会	・第4次国土利用計画山ノ内町計画案について
令和3年2月12日	総合計画審議会	・第4次国土利用計画山ノ内町計画案について
令和3年3月1日	山ノ内町議会全員協議会	・第4次国土利用計画山ノ内町計画について報告

土地利用現況図



凡 例

地目区分

農地

森林

原野等

水面・河川・水路

道路

宅地

その他

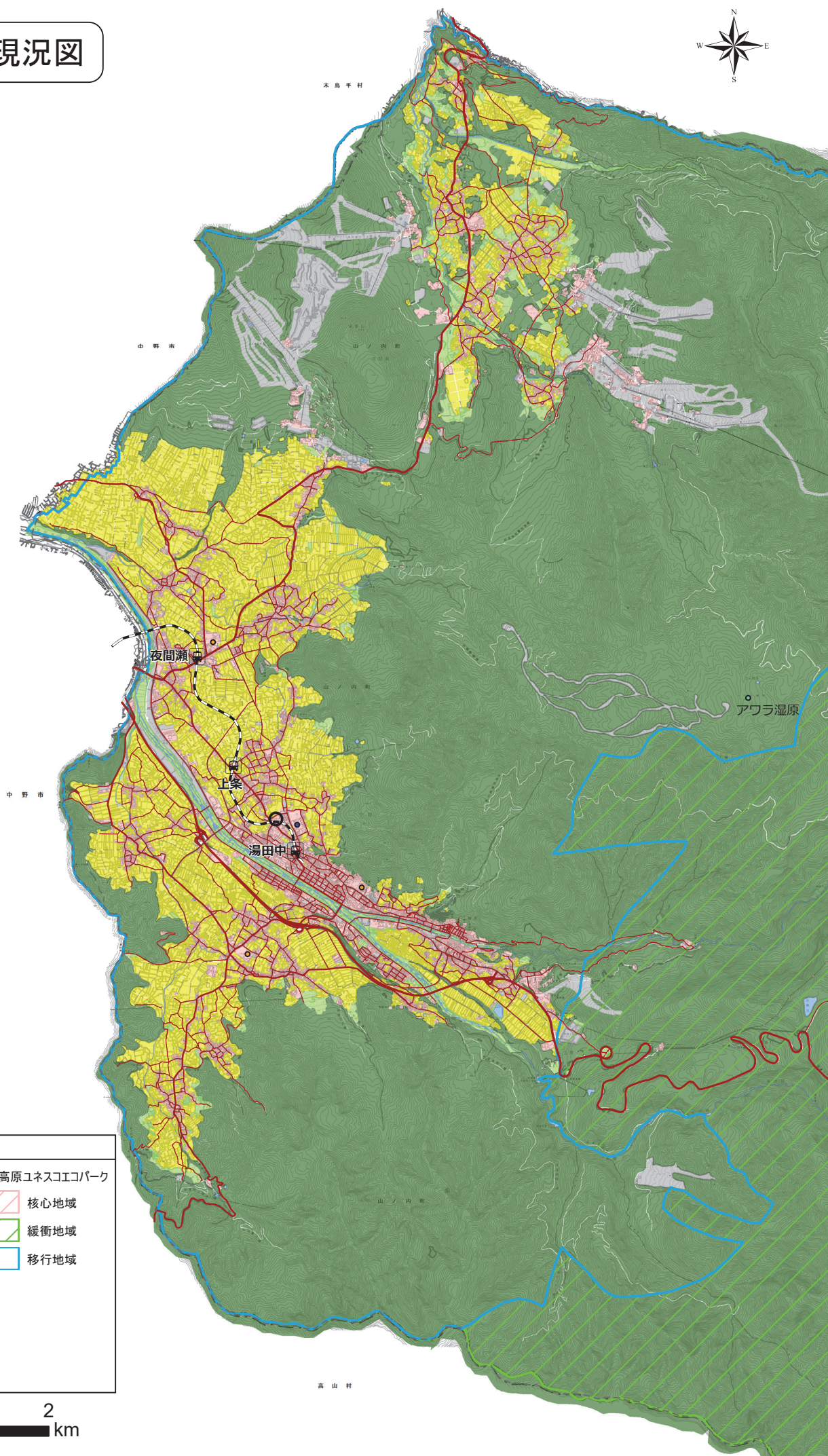
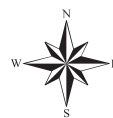
志賀高原ユネスコエコパーク

核心地域

緩衝地域

移行地域

土地利用現況図

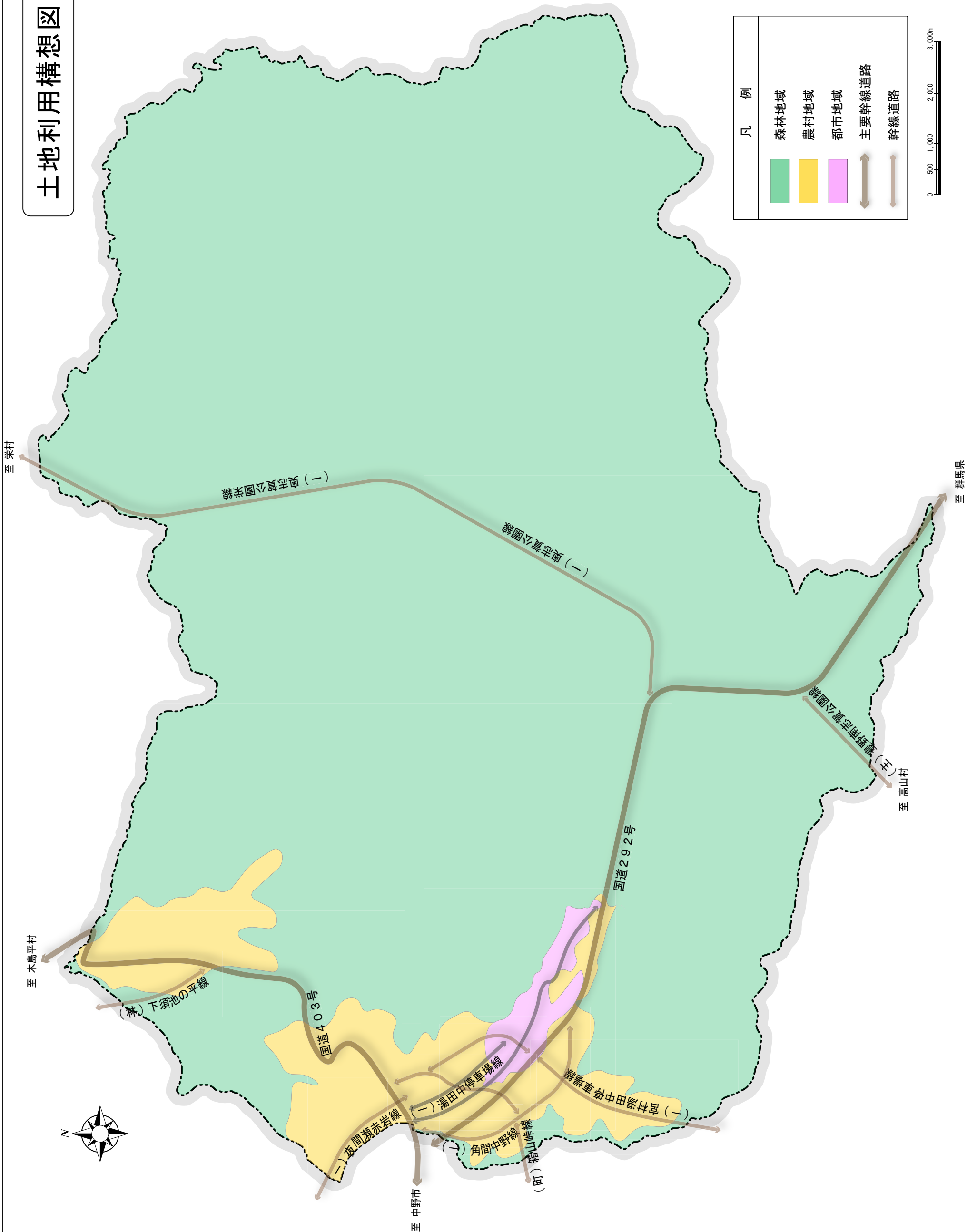


凡 例

地目区分	志賀高原ユネスコエコパーク
農地	核心地域
森林	緩衝地域
原野等	移行地域
水面・河川・水路	
道路	
宅地	
その他	

0 0.5 1 2 km

土地利用構想図



第4次国土利用計画山ノ内町計画

発行日 令和3年3月

発行 山ノ内町

編集 山ノ内町 総務課 企画係

長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 3352-1

TEL 0269-33-3111 / FAX 0269-33-4527

メールアドレス kikaku-zaisei@town.yamanouchi.lg.jp

ホームページ <http://www.town.yamanouchi.nagano.jp/>





長野県 山ノ内町